

沖縄県警察の指紋等取扱いに関する訓令

発出年月日：平成12年12月19日

文書番号：沖縄県警察本部訓令19

公表範囲：概要

改正 平成15. 3 訓令 4

沖縄県警察の指紋等取扱いに関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第69号）の全部を改正する。

第1条 趣旨

この訓令は、指紋等取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び指紋等取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、沖縄県警察における指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。